

不動産鑑定業の登録の変更について

1 変更登録が必要となる事項【不動産の鑑定評価に関する法律第 27 条 1 項】

- ①名称又は商号
- ②個人であるときはその氏名、法人であるときはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）の氏名
- ③事務所の名称及び所在地
- ④事務所ごとの専任の不動産鑑定士の氏名（不動産鑑定士である登録申請者がみずから実地に不動産の鑑定評価を行う事務所にあつては、その旨）

2 提出書類【不動産の鑑定評価に関する法律第 27 条 2 項】

- (1) 変更登録申請書
- (2) 添付書類
 - ≪法人の役員の増員若しくは交代の場合のみ≫
法 25 条各号に該当しないことを誓約する書面
 - ≪事務所の新設のみ≫
法 35 条第 1 項に規定する要件を備えていることを証する書面

3 手数料

なし

4 時期

変更があつた時、遅滞無く

5 提出部数

1 部

（登録の拒否）

第 25 条 国土交通大臣又は都道府県知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は登録申請書若しくはその添付書類に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 破産者で復権を得ない者
- (2) 禁固以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反し、若しくは鑑定評価等業務に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しない者
- (3) 第 16 条第 6 号又は第 7 号に該当する者
- (4) 第 30 条第 6 号又は第 41 条の規定により登録を消除され、その登録の消除の日から 3 年を経過しない者
- (5) 第 41 条の規定による業務の停止の命令を受け、その停止の期間中に第 29 条第 1 項第 1 号に該当し、第 30 条第 1 号又は第 2 号の規定に基づきその登録が消除され、まだその期間が満了しない者
- (6) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人で、その法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
- (7) 法人で、その役員のうち第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当する者のあるもの

（不動産鑑定士の設置）

第 35 条 不動産鑑定士でない不動産鑑定業者は、その事務所ごとに専任の不動産鑑定士を 1 人以上置かなければならない。不動産鑑定士である不動産鑑定業者がみずから実地に不動産の鑑定評価を行わない事務所についても、同様とする。

- 2 不動産鑑定業者は、前項の規定に抵触するに至つた事務所があるときは、2 週間以内に、同項の規定に適合させるため必要な措置をとらなければならない。